



◎隣地より道路法に依らざる道路内に伸びて来た

樹木の根の截取

問 道路法に依つて路線を認定されて居ないが従来から一般交通の用に供されてゐる道路があり、其の敷地は町有に屬してゐる。ところが、其の道路敷地に隣接した民有地に松の古木があつて、其の根が道路敷地内に伸びて来て路面に突出し、交通及維持に重大な障碍となるので其の所有者に根を切るなり、他に移植するなり適當の措置を講ずる様に交渉したが、之に應じない。

此の場合其の道路を管理してゐる町當局は自ら其の根を

本欄は眞摯の心構を以て路政に關する研究に資せんとする爲めに設けたる次第に付概念の遊戲に墮するが如きものは差控可成實際上の處理に關する疑義の質義に利用せられんことを望む

田 口 二 郎

切斷して障礙を除却しても差支ないか。(小酒井生)

答 道路法上の道路であれば法第四十八條に依つて沿道の土地、竹木、工作物管理者は其の土地、竹木、工作物の道路に及ぼすべき損害を豫防する爲必要な施設を爲すべき義務を負擔して居り、此の義務の不履行に對しては罰則の適用もあるし(法第五十六條)場合に依つては道路管理者は之を強制することも出来る。又事態が交通上の危険を感ぜしむる程度のものであるならば、警察官署は危険の防止其の他交通保全の爲必要な措置を命ずることも出来る。(道路取締令第二十二條)

然るに本問は道路法の適用のない道路であるから之を全然同一に論ずることは出来ない。けれども公衆に危険を及ぼす場合であれば警察犯處罰令其の他に依り警察上の取締に服すべきであることは謂ふまでもない。

又其の道路敷地は町有に屬してゐるのであるから町當局は土地の所有權に基き民有地との境界線に於て其の根を切斷することが出来る。蓋し土地の所有者は隣地の竹木の根が疆界線を踰ゆるときは之を截取することを得る權利を有する（民法第二百三十三條第二項）から、別に樹木所有者の承諾を得ることなくして切斷して差支ない。但し其の切り取つた根の所有權は依然として樹木の所有者に屬してゐるので、之は返還せねばならない。法律に「截取スルコトヲ得」とあるので、之を截つて而して所有權を取得するの意であると解する學者もあるが通説ではない。

尙隣地の竹木の枝が疆界線を踰ゆるときは、之を勝手に切ることは許されない。其の竹木の所有者に請求して其の枝を剪除せしめねばならないのである（同條第一項）。

根は勝手に切つてもよいが枝はいけないとする法意はあまり明瞭とは思はれないが、兎に角現行法では斯うなつてゐる。

本件道路が何故町村道に認定されないでゐるか、其の理由は一寸判らないが、從來から一般交通の用に供してゐると謂ふのであるから、斯るものは成る可く速に路線を認定して道路行政の萬全を期することが望ましい。

◎道路法第六十二條の規定に依る不用物件の交付

と公共團體の意思

問 公共團體が大正八年勅令第四七四號に依り道路管理者より舊道路敷の交付を受くる場合、意思決定機關たる縣會、市町村會の決議を要するものなりや。

既に道路法の委任命令たる勅令に依り國家意思を以て舊道路敷の處分方法が決定せられてゐる以上、管理者は公共團體の意思如何に不拘交付することを得るものであり、交付されたる舊道路敷は公共團體の意思如何に不拘其の公共團體に歸屬するものと思料せらるゝも如何。（笠原生）

答 御意見の通りと思ふ。茲に所謂交付は本勅令第一條の管理者の一方的行為であつて、交付を受ける公共團體の承諾其の他の意思を要しない。従つて公共團體の意思決定に關する議會の議決を必要としないのである。

本問類似の行政實例があるから御參考までに左に掲げる。

道路法第六十二條ノ規定ニ依ル不用物件ノ管理處

分ニ關スル件

北海道廳長官伺(昭和一二、七、二八)
丑總第一四八六號)

路線認定ノ變更廢止又ハ道路區域變更等ニ依リ不用ニ歸

シタル道路附屬物(橋梁、渡船場等)ヲ構成シタル物件ハ
大正八年十一月二十六日勅令第四百七十四號ノ規定ニ依リ

管理處分スベキ義ニ有之候處當該條項ニ依リ夫々處分スル

モ尙殘存スルモノ尠カラズ然ルニ之等物件ノ多クハ腐朽シ
殆ト他ニ利用ノ價值無キモノナルヲ以テ費用ヲ負擔シタル

公共團體ニ於テモ之ガ交付ヲ受クルコトヲ肯ゼザル場合ア
リ又大藏省ニ引繼ヲ爲サンモ調査處分等ノ爲徒ニ手數ト費

用ヲ要スルノミナルヲ以テ寧ロ之ヲ明治二十二年六月十二日勅令第八十四號物品會計規則第一條ノ物品トシ處理スルヲ適當ト思料セラレ候ニ付テハ右様取扱可然哉何分ノ御指
示相仰度

右申請候也

内務省土木局長回答(昭和一二、八、四)
甲第一一五號)

七月二十八日丑總第一四八六號ヲ以テ標記ノ件御照會相
成候處右不用物件ノ管理及處分ニ關シテハ明治二十二年六月十二日勅令第八十四號物品會計規則ノ適用無之且又大正八年十一月二十六日勅令第四百七十四號第五條ニ所謂交付ハ同第一條ノ管理者ノ一方的處分ニシテ公共團體ノ承諾ヲ要セザル義ニ付御了知相成度

X

X

X

X